

「地域包括ケアシステム」の構築に向けて ～ 「全員参加型」で「2025年問題」を乗り越えるための 地域支え合い体制づくり ～

－ 結城市議会教育・福祉委員会行政視察 －

桑名市市章



水と緑が交流の輪を描く様子を表現し、その中央にハマグリの姿を描き、市の文化や歴史をイメージしました。

円満に発展し快適で住み良い桑名市を象徴しています。



桑名市 イメージキャラクター 「ゆめはまちゃん」

「はまぐりのまち・桑名」をPRする夢見るはまぐりの女の子です。

洋服の三本線は、木曾三川をイメージしています。

平成26年10月16日

桑名市副市長

田中 謙一

I 「本物力こそ、桑名力。」

II 「地域包括ケアシステム」の構築

1. 「地域包括ケアシステム」の構築の必要性
2. 「地域包括ケアシステム」の構築に向けた市町村の役割
3. 「地域包括ケアシステム」の構築の基本的な方向性

I. 「本物力こそ、桑名力。」

「多度の滴(たどのしずく)」



桑名市水道原水のひとつです。

桑名市上下水道部では、多度山系の自然の恵みを受けた、おいしい水といわれている多度山麓の地下百メートルから取水した原水を加熱殺菌・ろ過してペットボトル入りの飲料水にしました。

私たちは、この原水を大切にし、これからもおいしい水道水をつくっていきたいと思います。

桑名市上下水道事業管理者

名 称：ナチュラルウォーター

原材料名：水(地下水)

内 容 量：500ml

賞味期限：キャップに記載(未開栓)

保存方法：高温、直射日光を避けて保存してください

採 水 地：三重県桑名市多度町

製 造 者：鈴木鉱泉株式会社
三重県桑名市大字江場608番地

供 給 元：桑名市上下水道部 0594(49)2022

「本物力こそ、桑名力。」



「多度峡天然プール」

お伊勢参らばお多度もかけよ、
お多度かけねば片参り
「多度大社」



濃尾平野の絶景
「多度山」



桑 名

名古屋駅より、JR関西本線・近鉄名古屋線で約25分、
東名阪自動車道経由で約30分。
中部国際空港より、伊勢湾岸道経由で約1時間。

全国で3路線のみのオローゲージ
「北勢線」

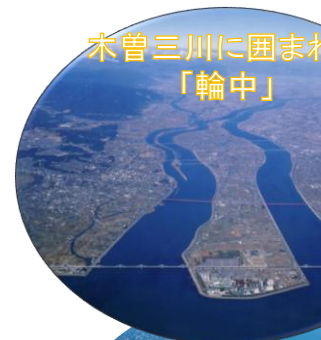


全国7番目の近代的上水道
「諸戸水道」

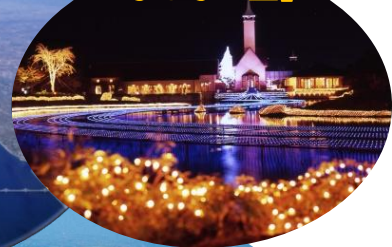
鹿鳴館で有名な
コンドルの設計による
山林王・諸戸家の邸宅
「六華苑」



木曾三川に囲まれた
「輪中」



「なばなの里」



全国アミューズメントパーク
入場者数第3位
「ナガシマリゾート」



「その手は桑名の焼き蛤」

旧東海道伊勢国一の鳥居
「七里の渡跡」



旧東海道42番目の宿場町桑名の銘菓
「安永餅」



日本一やかましい祭
「桑名 石取祭」



人馬一体となって
絶壁を駆け上がる
「多度上げ馬神事」

【参考】伊藤なるたか「新・桑名市7つのビジョン」の骨子

1. 中央集権型から全員参加型の市政に

2. 納税者の視点で次の世代に責任ある財政に

3. 命を守ることが最優先

4. こどもを3人育てられるまち

5. 世界に向けて開かれたまち

6. 地理的優位性を活かした元気なまち

7. 桑名をまちごと「ブランド」に



全国の市長で7番目に若い桑名市長の伊藤なるたか氏(37歳)と一緒に私(44歳)

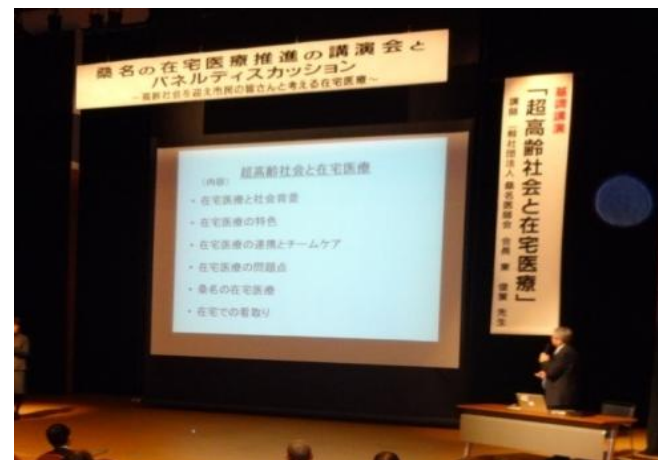
Ⅱ. 「地域包括ケアシステム」の構築



平成25年8月1日
第7回
「桑名市在宅医療及びケア研究会」



桑名医師会
東俊策会長

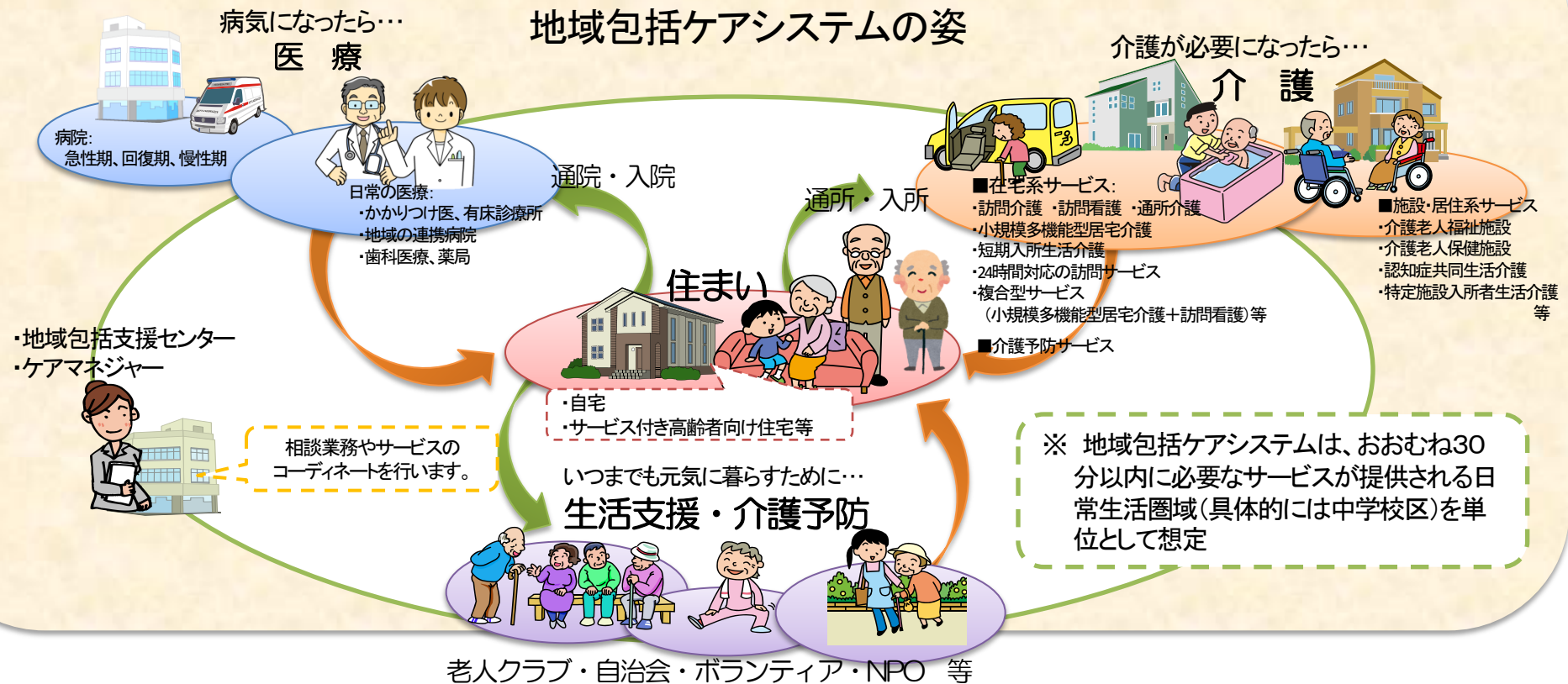


平成26年2月9日
「桑名の在宅医療推進の
講演会とパネルディスカッション」

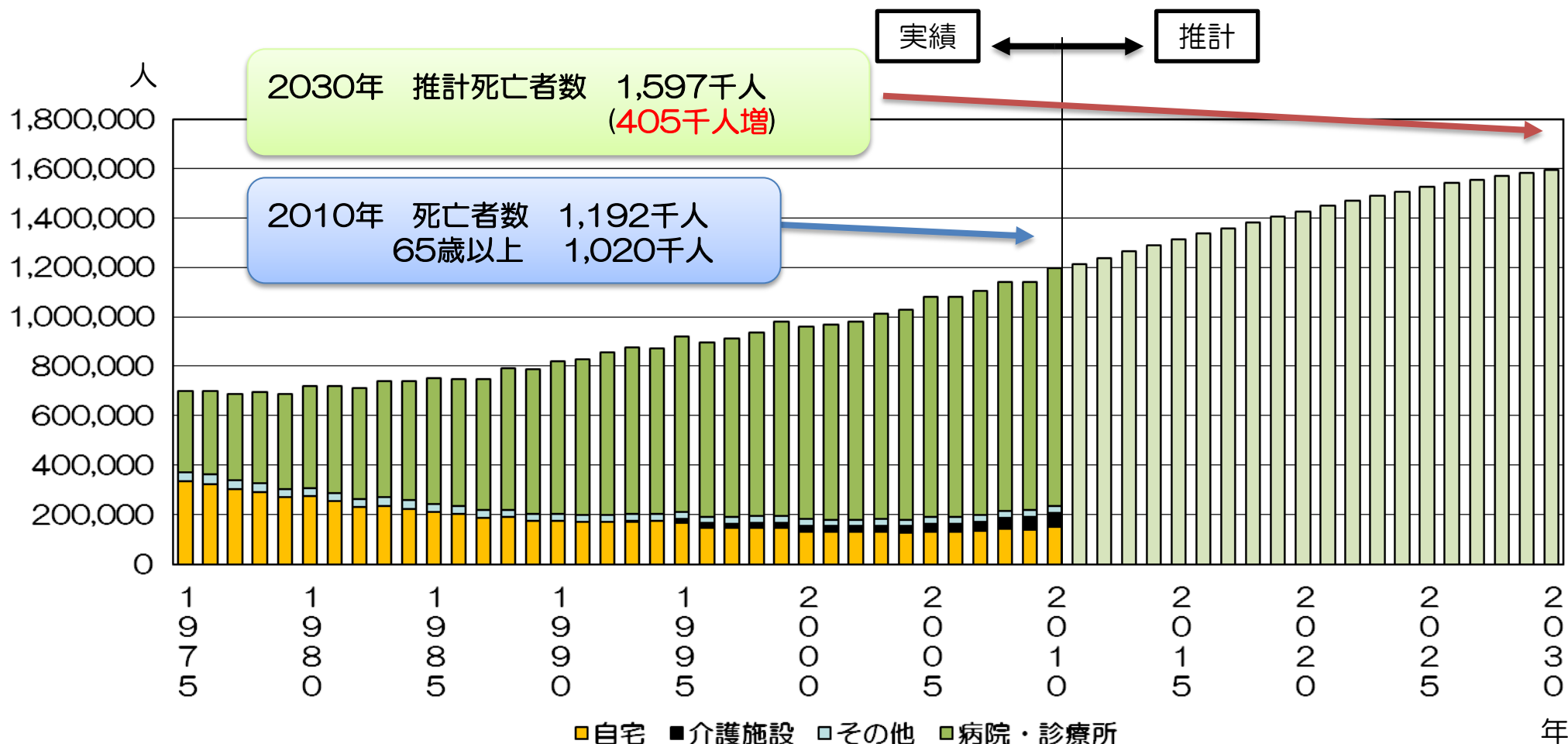
1. 「地域包括ケアシステム」の構築の必要性

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



死亡場所別、死亡者数の年次推移と将来推計



課題

2030年までに約40万人死亡者数が増加すると見込まれるが、看取り先の確保が困難

【資料】
2010年(平成22年)までの実績は厚生労働省「人口動態統計」
2011年(平成23年)以降の推計は国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2006年度版)」から推定

※介護施設は老健、老人ホーム

桑名市の人口構造

	2010年 (実績)	2025年 (推計)	2040年 (推計)
0～14歳人口	20,426人 (100.0)	15,852人 (77.6)	13,269人 (65.0)
15～64歳人口	89,400人 (100.0)	80,794人 (90.4)	66,750人 (74.7)
65歳以上人口	30,464人 (100.0)	38,054人 (124.9)	42,183人 (138.5)
うち 75歳以上 人口	14,130人 (100.0)	22,458人 (158.9)	23,302人 (164.9)
総人口	140,290人 (100.0)	134,700人 (96.0)	122,202人 (87.1)
【参考】死亡者数	1,199人 (100.0)	1,683人 (140.4)	1,805人 (150.5)

注 括弧内は、対2010年比である。

＜出典＞ 国立社会保障・人口問題研究所

及び 石川ベンジャミン光一 国立がん研究センターがん対策情報センターがん統計研究部がん医療費調査室長

【参考】「みえ高齢者元気・かがやきプランー改訂版ー」 (平成21年3月三重県)ー抄ー



ピアノ・ヴァイオリン・チェロの三重奏で、三重の地域住民を支える安心の三重県である「元気力」「地域力」「人間力」をイメージしています。

環境変化に鈍感で、**ゆでガエル**にならないように

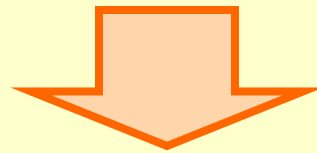


～三重県の医療・ケアの在り方は、三重県で**考え**、そして、**行動**を起こすこと。
それが、超高齢社会でも住みやすい“**三重県**”を作ります。
国は、“**制度・仕組み**”しか作れないのです。

2. 「地域包括ケアシステム」の構築の向けた 市町村の役割

「地域包括ケアシステム」の構築に向けた市町村の役割(1)

- 人口の少子高齢化や厳しい経済財政状況を背景として、市町村に期待される中心的な役割は、
「スポンサー」としての「資金提供」や
「プレーヤー」としての「サービス提供」から
「マネージャー」としての「地域づくり」へ変化。



- 「地域包括ケアシステム」の構築に向けた市町村の役割は、
地域における様々な関係者が相互に連携して活動を展開するネットワークを立ち上げるマネジメント。

「地域包括ケアシステム」の構築に向けた市町村の役割(2)

- 桑名市では、かねてより、「地域ケア会議」のほか、「桑名市在宅医療及びケア研究会」など、現場での取組みが着実に積み重ねられてきたところ。



- 平成25年12月、「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会条例」を制定。
- これは、医療、介護、予防、日常生活支援等の各分野でリーダー的な立場にある地域の関係者の参加を得て、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた具体的な方策を協議するためのもの。

【参考1】「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」委員名簿

(平成26年6月16日)

＜学識経験者＞

★豊田 長康 鈴鹿医療科学大学学長

＜医療部会＞

佐藤 剛一 病院・介護老人保健施設代表
サービス付き高齢者向け住宅代表

☆◎竹田 寛 桑名市総合医療センター理事長

田崎 文昭 桑名地区薬剤師会会長

長坂 裕二 三重県桑名保健所長

○東 俊策 桑名医師会会長

星野 良行 桑名歯科医師会会長

柳川 智子 三重県看護協会専務理事

三重県訪問看護ステーション連絡協議会
副会長

＜生活支援部会＞

石川 利治 多度地区社会福祉協議会代表

伊藤 満生 長島地区社会福祉協議会代表

岩花 明 桑名市シルバー人材センター事務局長

岡 正彦 桑名市老人クラブ連合会会長

川瀬 みち代 桑名ボランティア連絡協議会会長

近藤 清二 桑名市地区社会福祉協議会連絡協議会代表

○藤原 隆 桑名市自治会連合会会長

◎山中 啓圓 桑名市民生委員児童委員協議会連合会会長

＜予防部会＞

岡 訓子 三重県歯科衛生士会代表

○坂口 光宏 三重県理学療法士会代表

◎古川 恵美子 三重県栄養士会代表

＜介護部会＞

片岡 直也 桑名訪問介護事業者連絡協議会代表
三重県社会福祉士会桑名支部代表

佐藤 久美 地域密着型サービス事業者
(小規模多機能型居宅介護・
認知症対応型共同生活介護)代表
白井 五月 地域密着型サービス事業者
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)
代表

◎高橋 恵美子 特別養護老人ホーム代表
サービス付き高齢者向け住宅代表
三重県介護支援専門員協会会長
桑名市地域福祉計画推進市民会議会長
サービス付き高齢者向け住宅代表

西村 さとみ 地域密着型サービス事業者
(小規模多機能型居宅介護・
認知症対応型通所介護)代表

長谷川 真介 地域密着型サービス事業者
(複合型サービス)代表
三重県デイサービスセンター協議会
副会長

○福本 美津子 三重県訪問看護ステーション連絡協議会
桑名ブロック代表
三重県介護支援専門員協会桑名支部
支部長

(注) ★は会長、☆は副会長、◎は部会長、○は部会長代理である。

【参考2】「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」事務局名簿

(平成26年10月1日)

	田中 謙一	副市長（特命）
	高木 守	保健福祉部長
◎	加藤 洋士	保健福祉部理事（保健医療・介護連携総括担当）
○	黒田 勝	保健福祉部次長兼地域医療対策課長
	大竹 義信	社会福祉事務所長
	小林 久欣	福祉総務課長
	宮木 嘉彦	福祉総務課主幹
	黒田 由美子	障害福祉課長
	高橋 潔	介護・高齢福祉課長
	米澤 末男	保険年金課長
	岡本 光子	健康づくり課長
	石川 真澄	健康づくり課健康づくり企画室長
	佐原 俊也	中央地域包括支援センター長
	橘高 春樹	東部地域包括支援センター長
	三浦 浩実	西部地域包括支援センター主任介護支援専門員
	秀島 祐子	南部地域包括支援センター長
	松永 あづさ	北部地域包括支援センター長
	水谷 義次	桑名市社会福祉協議会事務局長
	竹内 茂	桑名市社会福祉協議会事務局次長

(注) ◎は事務局長、○は事務局次長である。

「地域包括ケアシステム」の構築に向けた市町村の役割(3)

- 「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」では、次に掲げる事項を基礎として、地域課題の解決に資する地域資源の創出のための方策を協議。
 - ① 医療・介護保険事業運営状況
 - ② 「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」報告書
 - ③ 「桑名市における『地域包括ケアシステム』の構築に向けた地域課題の把握のための調査～『地域ケア会議』での個別事例の検討を通じて～」報告書



- 「桑名市地域包括ケア計画―第6期介護保険事業計画・第7期高齢者福祉計画―(平成27～29年度)」(仮称)を策定する必要があることを踏まえ、平成26年度中には、中間的に取りまとめる予定。

【参考1】現時点で想定される論点

1. 在宅介護と連携した在宅医療の推進

2. 認知症施策の推進

3. 介護予防や日常生活支援の充実に資する地域づくりの推進

4. 権利擁護の充実

5. ケアマネジメントの充実

6. 在宅生活の限界点を高める介護サービスの普及

7. 地域包括支援センターの機能強化

【参考2】「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」(1)

1. 背景

- 「第6期介護保険事業計画」(平成27～29年度)は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途とする「地域包括ケアシステム」の構築に向けた「地域包括ケア計画」。



- 厚生労働省は、市町村に対し、「日常生活圏域ニーズ調査」の実施を勧奨。
 - ① 目的は、それぞれの高齢者について、元気なうちから、できる限り早く、将来に医療や介護が必要となる要因を発見し、必要に応じて適切に支援するとともに、日常生活圏域ごとに、地域課題を把握し、地域資源を創出すること。
 - ② 内容は、家族構成や「基本チェックリスト」を含む運動、栄養、口腔、認知症等に関する96問。
 - ③ 方法は、郵送及び未回収者に対する訪問。

(注)未提出者については、リスクを抱えていることが少なくないところ。

【参考2】「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」(2)

2. 趣旨

- 平成26年1月、初めて、「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」を実施。
(注) 平成25年度より、「高齢者実態調査」を廃止。
- 平成26年度より、高齢者を対象とする調査を「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に一本化。
(注) 平成26年度より、「在宅高齢者実態調査」及び「基本チェックリスト」に基づく一斉調査を廃止。



- ① 調査を実施する民生委員及び地域包括支援センターの職員の負担を軽減。
- ② 調査の対象となる高齢者の負担を軽減。
- ③ 地域包括支援センターで市と一体になって個々の高齢者をそれぞれの状態像に応じて総合的に支援する環境を整備。

3. 内容

- ① 平成25年度より、おおむね2年で一巡するよう、
在宅の65歳以上の者のうち、
- i 要支援又は要介護の認定を受けていない者
 - ii 要支援1・2又は要介護1・2の認定を受けている者
- を対象として、郵送のほか、
民生委員又は地域包括支援センターの職員による
未提出者に対する訪問により、記名式で実施。

(注1) 桑名市で独自に追加する項目は、必要最低限(3～4問)。

(注2) 平成25年度分の調査票提出率は、平成26年6月13日現在、
郵送分で72.23%(9,000人中の6,501人)、
未提出者における訪問分で8.72%(9,000人中の785人)、
合計で80.95%(9,000人中の7,286人)。

【参考2】「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」(4)

- ② 平成26年度より、
「桑名市要援護者台帳」の登録申請書も同封。
- ③ 平成25年度より、調査票が提出されたときは、
健康や日常生活に関して注意すべき点を記載した
「個人結果アドバイス表」を送付。
- ④ 平成25年度より、
「桑名市日常生活圏域ニーズ調査
『いきいき・くわな』」報告書を公表。

【参考3】調査票及び登録申請書の提出を呼び掛ける文書のイメージ



桑名市

平成26年8月

平成26年度 「桑名市日常生活圏域ニーズ調査 『いきいき・くわな』の実施について（お願い）

平素より、桑名市政に対するご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
桑名市では、できるだけ多くの皆様が高齢になっても住み慣れた場所で生き生きと暮らし続けられるような地域づくりを目指しています。

そのためには、皆様一人ひとりについて、元気なうちから、できるだけ早く、将来に医療や介護が必要となる要因（運動、栄養、口腔、認知症等）を発見し、必要に応じて適切に支援することが重要です。

そこで、皆様一人ひとりの健康や日常生活の状態を把握するため、「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」を実施しています。

その結果については、皆様一人ひとりに対し、保険料を還元する一環として、健康や日常生活に関して注意すべき点を記載した「個人結果アドバイス表」を送付するとともに、桑名市地域包括支援センターにおいて、必要に応じ、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職による総合相談等に役立てます。

つきましては、同封の調査票にご記入の上、
平成26年9月8日（月曜日）までに、同封の封筒で
ご返送下さるよう、お願い申し上げます。

なお、本調査は、皆様に対して調査票の提出を強制するものではありませんが、調査票が返送されない場合や、調査票の記載内容を確認する必要がある場合には、民生委員又は桑名市地域包括支援センターの職員が伺うこともありますので、あらかじめご了承下さい。

本調査についてのお問い合わせは下記までお願いいたします。



ゆめ はまちゃん

- | | |
|---|--|
| ●桑名市 保健福祉部 介護・高齢福祉課
電 話：0594-24-1170 | ●桑名市中央地域包括支援センター
電 話：0594-24-5104 |
| ●桑名市東部地域包括支援センター
電 話：0594-24-8080 | ●桑名市西部地域包括支援センター
電 話：0594-25-8660 |
| ●桑名市南部地域包括支援センター
電 話：0594-25-1011 | ●桑名市北部地域包括支援センター
(多度事務所) 電話：0594-49-2031
(長島事務所) 電話：0594-42-2119 |

フリーダイヤル
(委託先コールセンター)

0120-797-541



桑名市

平成26年8月

「桑名市要援護者台帳」の登録について (お願い)

平素より、桑名市政に対するご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

高齢者や障害者の方については、災害等の緊急時において、安否確認や避難誘導など、地域での助け合いが可能となるよう、平常時より、地域の関係者の皆様で情報を共有することが重要です。

このため、桑名市では、「桑名市要援護者台帳」の登録の申請を呼び掛けています。

つきましては、「桑名市要援護者台帳」の登録を希望する方におかれては、同封の登録申請書にご記入の上、同封の封筒で「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」の調査票と併せてご返送下さるよう、お願い申し上げます。（桑名市又は桑名市地域包括支援センターの窓口で受け付けることも、可能です。）

この場合においては、以前に登録申請書を提出した方におかれても、本台帳の登録内容を確認するため、改めて登録申請書を提出していただく必要がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、本台帳は、皆様に対して登録の申請を強制するものではありませんが、登録申請書が返送されない場合や、登録申請書の記載内容を確認する必要がある場合には、民生委員又は桑名市地域包括支援センターの職員が伺う場合もありますので、あらかじめご了承下さい。

本台帳についてのお問い合わせは下記までお願いいたします。



ゆめ はまちゃん

- | | |
|--------------------------------------|--|
| ●桑名市中央地域包括支援センター
電 話：0594-24-5104 | ●桑名市 障害福祉課
電 話：0594-24-1171 |
| ●桑名市東部地域包括支援センター
電 話：0594-24-8080 | ●桑名市西部地域包括支援センター
電 話：0594-25-8660 |
| ●桑名市南部地域包括支援センター
電 話：0594-25-1011 | ●桑名市北部地域包括支援センター
(多度事務所) 電話：0594-49-2031
(長島事務所) 電話：0594-42-2119 |

【参考4】「個人結果アドバイス表」のイメージ

個人 結果アドバイス表



先日はお忙しいなかでご来所いただき、ありがとうございました。この結果アドバイスをいただいた回答を分析、判定し、あなた様より元気に、また介護状態にならないようお返しいただくためのアドバイスをまとめたものです。両面に記載された内容や質問のチラシをお読みいただき、健康づくりや日常生活にお役立てください。また、生活や健康状態、介護のことで心配な点や気になることがありましたら、お気軽にご相談ください。

「最近、足腰が弱くなってきたかな？」
～もしかして(ロコモ)かも～

7つのロコチェック

- ◆ロコモ(ロコモティブシンドローム)とは？
ロコモとは、筋肉・骨・関節などの動きの衰えにより、歩く、立つといった運動能力が低下し、介護が必要となる危険性が高い状態をいいます。
- ◆あなたは大丈夫？
自分の状態を7つの「7つのロコチェック」で確認しましょう。
1つでも当てはまったら、要注意。
- ◆毎日の生活に+10の習慣を！
ロコモの予防と改善には、筋力とバランス能力を高め、骨や関節を支えることが大切です。生活の中におよそ10の工夫を加えて、今日よりあと10分多く体を動かしましょう。

- ☐ 片脚立ちで膝下がはけない
 - ☐ 家の中でつまづいたり、滑ったりする
 - ☐ 階段を上るのに手すりが必要
 - ☐ 15分くらい続けて歩くことができない
 - ☐ 2kg程度の荷物(1リットルの牛乳パック2個程度)を持ち帰るのが困難
 - ☐ 掃除機をかける、布団の上下ろしなど少し力のある家事が困難
- 5つ以上当てはまると、要介護のリスクが約3倍になるといわれています。

【調査・介護予防に関するお問い合わせ先】

名称	電話番号	担当地区
最名市 保健福祉課 介護高齢福祉課	24-1170	—
最名市中央地域生活支援センター	24-5104	全地区
最名市東部地域生活支援センター	24-8080	麻生、立寄、城東、寺尾、大城
最名市西部地域生活支援センター	25-8660	最上、佐賀、七郎、久米、屋敷、戸田
最名市南部地域生活支援センター	25-1011	日蓮、登野、城東
最名市北部地域生活支援センター	(多摩事務所) 49-2031 (長良事務所) 42-2119	岡岡、松ノ木、大山田、野田、藤が丘、田代、大井、多摩

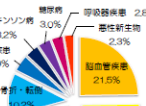
介護予防にとりくみましょう！

日々の生活における「少しの努力」で改善できる点はたくさんあります。いつまでも介護が必要なく、快適に生活するために日々の生活でこころがけましょう。

介護が必要になる原因は・・・？

介護が必要になる原因を見ると、右のグラフのように、脳卒中などの生活習慣病だけでなく、「認知症」や「骨折による要介護」、「骨折・転倒」など、加齢に伴う身体機能・生活機能の低下によるものも多くなっています。高齢期には、これらの身体機能・生活機能の低下を予防すること(介護予防)が大切になります。

介護が必要になった原因



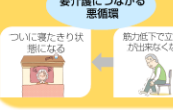
「要介護」につながる悪循環に陥らないために

寝たきりなどの重度の要介護状態も、はじまりは「つまづき」が多くなかった」「入浴がわからない」「食事が取れなかった」といった身近なことがきっかけです。早期にも身の低下に気づき、要介護につながる悪循環を断ち切りましょう。悪循環を断ち切るためには日々の生活の過ごし方と大きな力となります。誰もが身体も積極的に動かすことが大切です。

年のせいとあきらめていると・・・



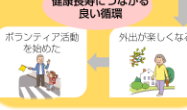
要介護につながる悪循環



早く気づき、取り組み始めると・・・



健康長寿につながる良い循環



下記がお答え頂いた回答です。

日常生活機能・ニーズ調査 ※生活機能の判定に使用した25項目	回答	点数
1 バスや電車一人で外出していますか ※自宅用車の運転でも可	はい	1点
2 日用品の買い物をしていますか	はい	1点
3 預貯金の出し入れをしていますか	はい	1点
4 友人の家を訪ねていますか	はい	1点
5 家族や友人の相談にのっていますか	はい	1点
6 階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	はい	1点
7 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい	1点
8 15分程度続けて歩いていますか	はい	1点
9 この1年間に転んだことがありますか	はい	1点
10 転倒に対する不安は大きいですか	はい	1点
11 6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	はい	1点
12 身長 160 cm 体重 45 kg BMI 17.5	はい	1点
13 半年前に比べて運動の量が減りましたか	はい	1点
14 お茶や汁物で済ませることがあります	はい	1点
15 口の渇きに気づきますか	はい	1点
16 週に1回以上は外出していますか	はい	1点
17 昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい	1点
18 周りの人から「いつも何事もなく」などの物言いがあるといわれますか	はい	1点
19 自分で電話番号を覚えて電話をかけることをしていますか	はい	1点
20 今日が何月何日かわからない場合があります	はい	1点
21 (ここ2週間) 毎日の生活に充実感がありません	はい	1点
22 (ここ2週間) これまで楽しんでやっていたことが楽しめなくなりました	はい	1点
23 (ここ2週間) 以前は楽しんでいたことが今ではあっという間に忘れられます	はい	1点
24 (ここ2週間) 自分が段々自分自身だと感じません	はい	1点
25 (ここ2週間) わけもなく涙が流れるような感じがする	はい	1点

※この結果アドバイスの点数は調査の基準に基づいて作成しております。

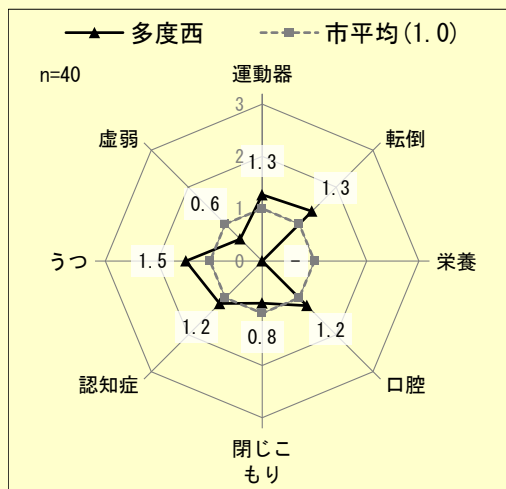
総合結果

基本チェックリストの結果、日常生活において気をつけていただきたいことがあります。下記の各項目のアドバイスをご覧ください。「気をつけましょう。」と書かれた項目については、いつでも健康な生活ができるように見直しや改善に努めましょう。

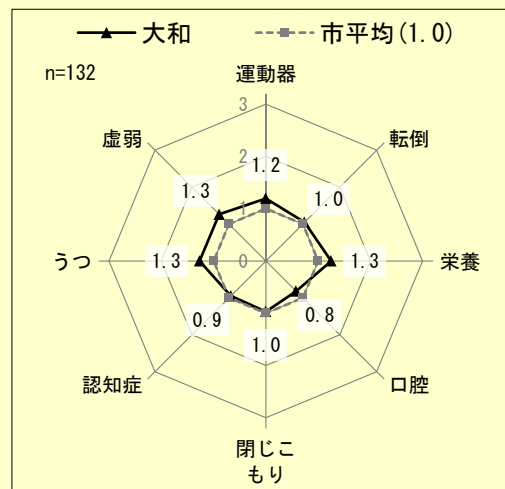
質問1～20	生活機能全般	生活機能とは、日常生活に必要な、買い物や食事の準備、お金の管理、通院など、自立した生活をおくるために必要な機能をいいます。普段の生活において、無理のない範囲で身の回りのことを自分でするよう心がけるとともに、ご自身にあった活動継続することが大切です。生活を維持するための体力の向上に努めましょう。
20点	気をつけましょう	10点以上注意
質問6～10	運動機能	ウォーキングや軽い運動から始めて、足腰の筋力やバランス能力を高め、歩行能力を維持しましょう！
5点	気をつけましょう	3点以上注意
質問11～12	栄養状態	ご飯や魚、肉、卵、野菜、牛乳などを中心に、食べにいのを、楽しみながら味わいましょう。水分も十分に補給しましょう。
2点	気をつけましょう	2点以上注意
質問13～15	口腔機能	口腔機能とは食べ物をよくかみ、飲み込むなどの口の機能全般のことを指します。正しい歯磨きに加え、口の周りの筋肉や舌の動きを強くすることが大切です。
3点	気をつけましょう	2点以上注意
質問16	閉じこもり	楽しいこと、好きなことを見つけて生活空間を広げ、人と交流していくことで、心とからだの元気を保ちましょう。
2点	気をつけましょう	1点以上注意
質問18～20	認知症	物忘れの傾向があるようです。認知症の予防には、日頃から、本や新聞を読む、日記を書く、適度な運動をする、友人・知人とふれあうなどが大切です。
3点	気をつけましょう	1点以上注意
質問21～25	うつ	「気持ちが沈む」「涙が止まらない」「意欲がわかない」などいつも違う感覚はありますか。心配なときは、早めに専門医や保健機関などに相談しましょう。
5点	気をつけましょう	2点以上注意

【参考5】小学校区別の結果の例

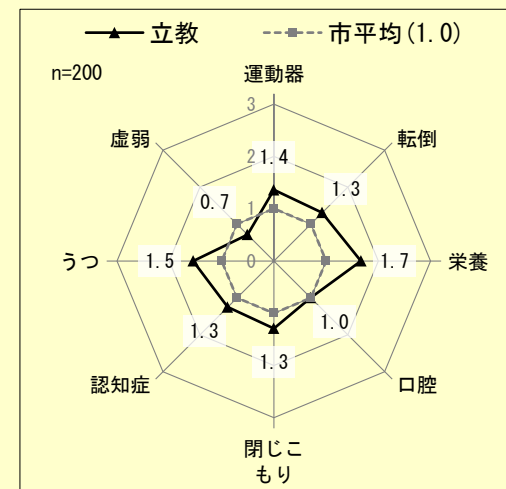
多度西(多度圏域)



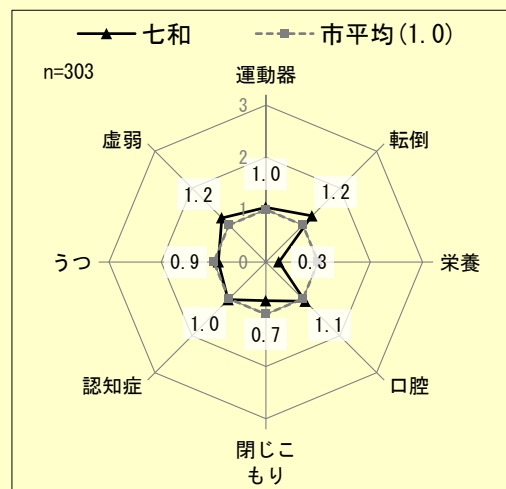
大和(北部圏域)



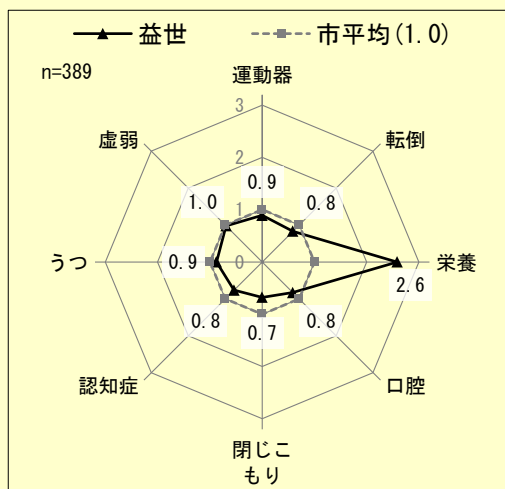
立教(東部圏域)



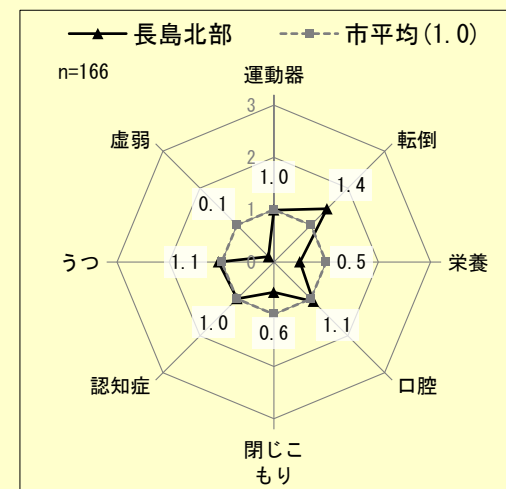
七和(西部圏域)



益世(南部圏域)



長島北部(長島圏域)

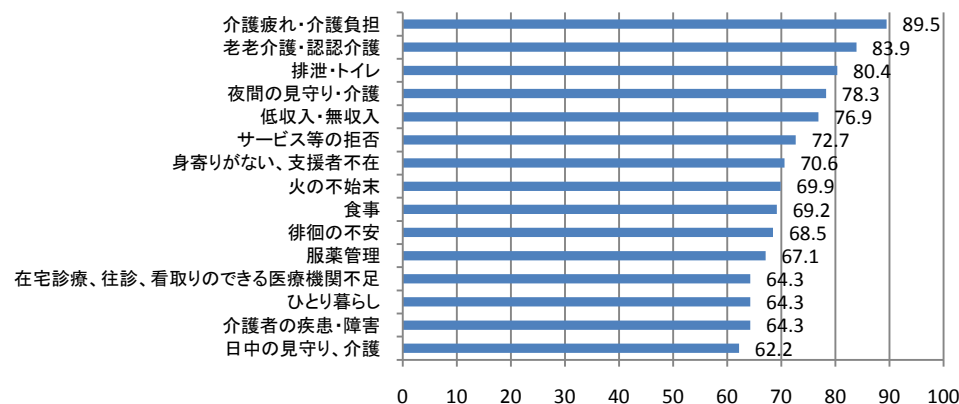


【参考6】「桑名市における『地域包括ケアシステム』の構築に向けた地域課題の把握のための調査～『地域ケア会議』での個別事例の検討を通じて～」報告書の概要

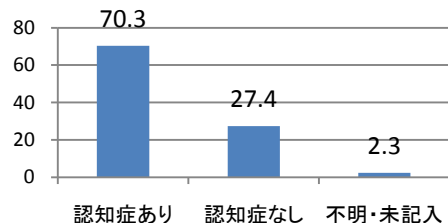
第1部 地域課題把握のためのアンケート調査

- 平成26年3月、介護支援専門員等を対象として、「地域課題把握のためのアンケート調査」を実施。
- 平成26年6月、介護支援専門員等の参加を得て、地域課題把握のための「地域ケア会議」を開催。

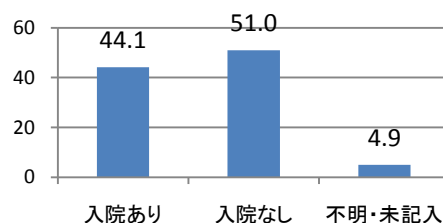
高齢者が自宅を離れた要因（単位：%）



施設に入所した高齢者に係る認知症の有無（単位：%）



施設に入所した高齢者に係る入所前の入院の有無（単位：%）



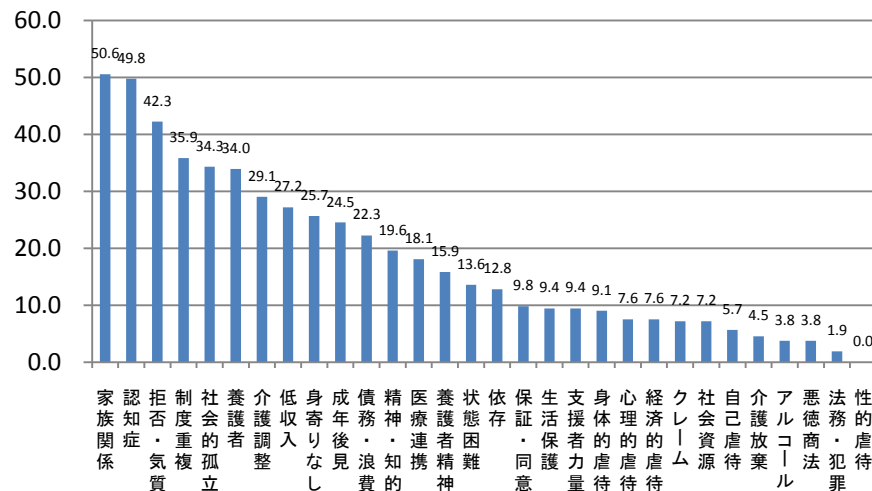
第2部 個別事例振り返りのための「地域ケア会議」

- 平成26年3～6月、個別事例振り返りのための「地域ケア会議」を開催。
- 具体的には、高齢者が自宅を離れて施設に入所した事例について、「在宅生活継続の阻害要因」を分析し、「在宅生活継続の限界点を高める方法」を検討。

第3部 困難事例要因調査

- 平成23年4月～平成25年9月の間に地域包括支援センターで対応されたすべての困難事例について、要因を分析。

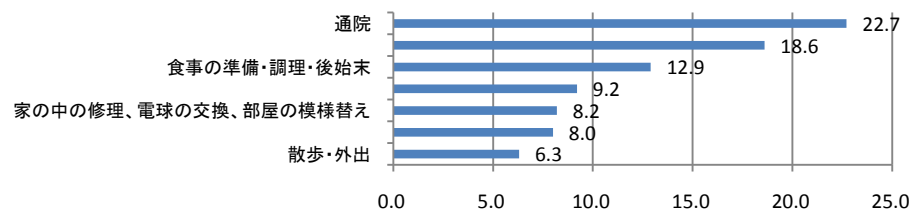
困難事例の要因（単位：%）



第4部 高齢者「単身」「のみ」世帯の生活上の困りごと調査

- 平成25年12月、地域包括支援センター等の職員を対象として、「高齢者『単身』『のみ』世帯の生活上の困りごと調査」を実施。

高齢者「単身」「のみ」世帯の生活上の困りごと（単位：%）



「地域包括ケアシステム」の構築に向けた市町村の役割(4)

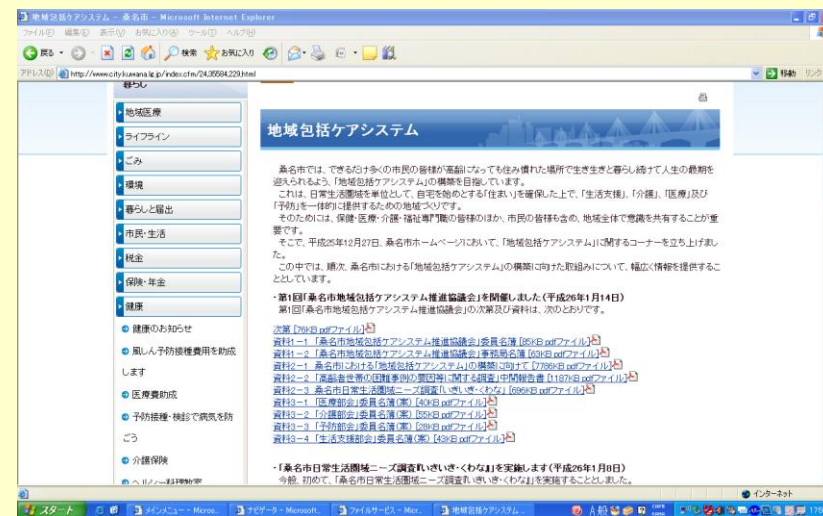
- 「地域包括ケアシステム」は、地域における様々な関係者が相互に連携して活動を展開するネットワーク。
- その構築は、「地方分権の試金石」と称された介護保険制度の創設に匹敵する困難な作業。



- 桑名市における「地域包括ケアシステム」の構築に向けては、「オール桑名」で一步一步着実に取り組むことが重要。

【参考1】「地域包括ケアシステム」に関する桑名市ホームページ

- 保健・医療・介護・福祉専門職のほか、一般市民も含め、地域全体で意識を共有することは、重要。



- 平成25年12月、桑名市ホームページにおいて、「地域包括ケアシステム」に関するコーナーを立ち上げたところ。
- その中では、順次、「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」の開催状況など、桑名市における「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みについて、幅広く情報を提供。

【参考2】メールマガジン「健康ケア・情報」

- 保健・医療・介護・福祉専門職のほか、一般市民も含め、地域全体で意識を共有することは、重要。
- とりわけ、将来に重度の医療や介護を必要とする状態にならないよう、元気なうちから、できる限り早く、予防に関心を持つことは、重要。
 - ① 生活習慣病予防は、究極の介護予防。
 - ② 運動・栄養・口腔の各教室のほか、ボランティアを始めとする社会参加等も、介護予防に資するもの。
 - ③ 認知症については、早期対応により、重度化予防が可能。



- 平成25年12月、健康やケアに関する情報を幅広く提供するメールマガジンとして、「健康・ケア情報」を立ち上げたところ。
 - ① 一般向けの「40歳からの『元気で安心』支援情報」
 - ② 専門職向けの「地域包括ケア情報」

 メールマガジン
「健康・ケア情報」のご案内

桑名市では、できるだけ多くの市民の健康が画期になってもほお慣れた場所を生きていきなり襲って人生の転機を迎えられるよう、「地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。これは、日常生活圏を単位として、自宅を始めとする「住まい」を確保した上で、「生活支援」、「介護」、「医療」及び「予防」を一体的に提供するための地域づくりです。

そのためには、保健・医療・介護・福祉専門職の連携のほか、一般市民の皆様も皆、地域全体で意識を共有することが重要です。とりわけ、皆一人ひとりとっても、将来に重度の医療や介護を必要とする状態にならないよう、元気づちから、できる限り早く、予防に関心を持つことは、重要です。

そこで、今後、健康やケアに関する情報を幅広く提供するメールマガジンとして、「健康・ケア情報」を立ち上げました。「健康・ケア情報」に対する一人でも多くの皆様の登録を心よりお待ちしております。

1. 対象と内容

(1) 40歳以上の市民の皆さんへ「40歳からの『元気で安心』支援情報」
健康やケアに関する一般向けの情報（シンポジウム、健診、教室、ボランティアを始めとする社会参加等）を提供します。あわせて、桑名市における「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みに関する一般向けの情報も提供します。

(2) 保健・医療・介護・福祉専門職の皆さんへ「地域包括ケア情報」
「40歳からの『元気で安心』支援情報」で提供される情報のほか、多職種連携に資するよう、保健・医療・介護・福祉に関する専門職向けの情報（講演会、研究会、事業等）を提供します。あわせて、桑名市における「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みに関する専門職向けの情報も提供します。

2. スケジュール
月1回程度を基本として、必要に応じて随時、メールを発信します。
※平成25年12月28日より、登録を受付付け、平成26年1月中旬以降、隔週、メールを発信する予定です。

3. 登録方法
桑名市ホームページの「健康・ケア情報メール配信」又は下記のQRコードより、パソコン又は携帯電話のメールアドレスを登録してください。



お問い合わせ
桑名市健康・福祉課
〒504-2402 桑名市健康福祉センター
電話：0594-24-5124
FAX：0594-27-5275

3. 「地域包括ケアシステム」の構築の 基本的な方向性

「地域包括ケアシステム」の基本理念

高齢者の自立支援

(介護保険法第1条)

セルフマネジメント

健康の保持増進

(介護保険法第4条第1項)

能力の維持向上

介護予防に資するサービスの提供

(介護保険法第2条第2項及び第5条第3項)

一般高齢者

要支援者

要介護者

在宅生活の限界点を高めるサービスの提供

(介護保険法第2条第4項及び第5条第3項)

在宅サービス

施設サービス

身近な地域での
多様な資源の「見える化」・創出

『介護予防・
日常生活支援
総合事業』



多職種協働による
ケアマネジメント

『地域ケア会議』



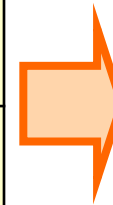
施設機能の地域展開

『地域包括ケア計画』



【参考】桑名市による他の市町村に対する視察 一例

平成25年 9月 平成26年 2月	三重県名張市 （「まちの保健室」）
平成26年 4月	大阪府大東市 （「大東元気でまっせ体操」）



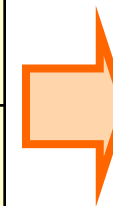
身近な地域での
多様な資源の
「見える化」・創出

平成25年10月	新潟県長岡市 （「サポートセンター構想」）
----------	--------------------------



施設機能の
地域展開

平成25年11月 平成26年 5月	埼玉県和光市 （「コミュニティケア会議」）
平成26年 3月	三重県いなべ市 （「市町村介護予防強化推進事業」）



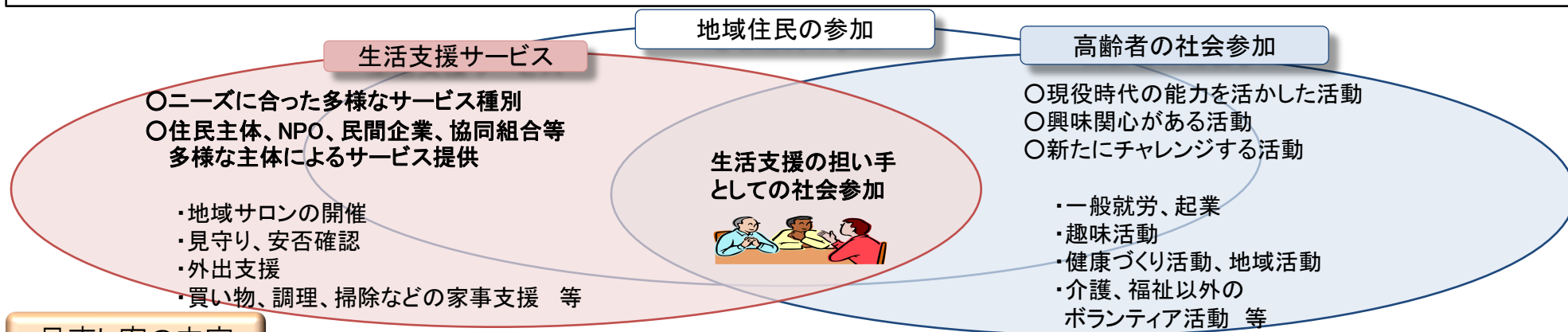
多職種協働による
ケアマネジメント

(1) 身近な地域での多様な資源の 「見える化」・創出

生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加促進に向けた予防給付の見直し

見直しの背景・目的

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。



見直し案の内容

【現状】

全国一律のサービス内容、基準、単価等の予防給付(訪問介護・通所介護・訪問看護等)



【見直し後】

○予防給付のうち訪問介護・通所介護について市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業(※)へ移行(29年度末まで)。

(※)市町村が、介護保険財源を用いて取り組む事業(財源構成は給付と同じ)。

○既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。

(※)住民主体のサービスの拡充等を推進することで、費用の効率化。

【見直しのイメージ】

(訪問型サービス)

訪問介護



既存の訪問介護事業所による身体介護・生活援助の訪問介護
NPO、民間事業者等による掃除・洗濯等の生活支援サービス
住民ボランティアによるゴミ出し等の生活支援サービス

(通所型サービス)

通所介護

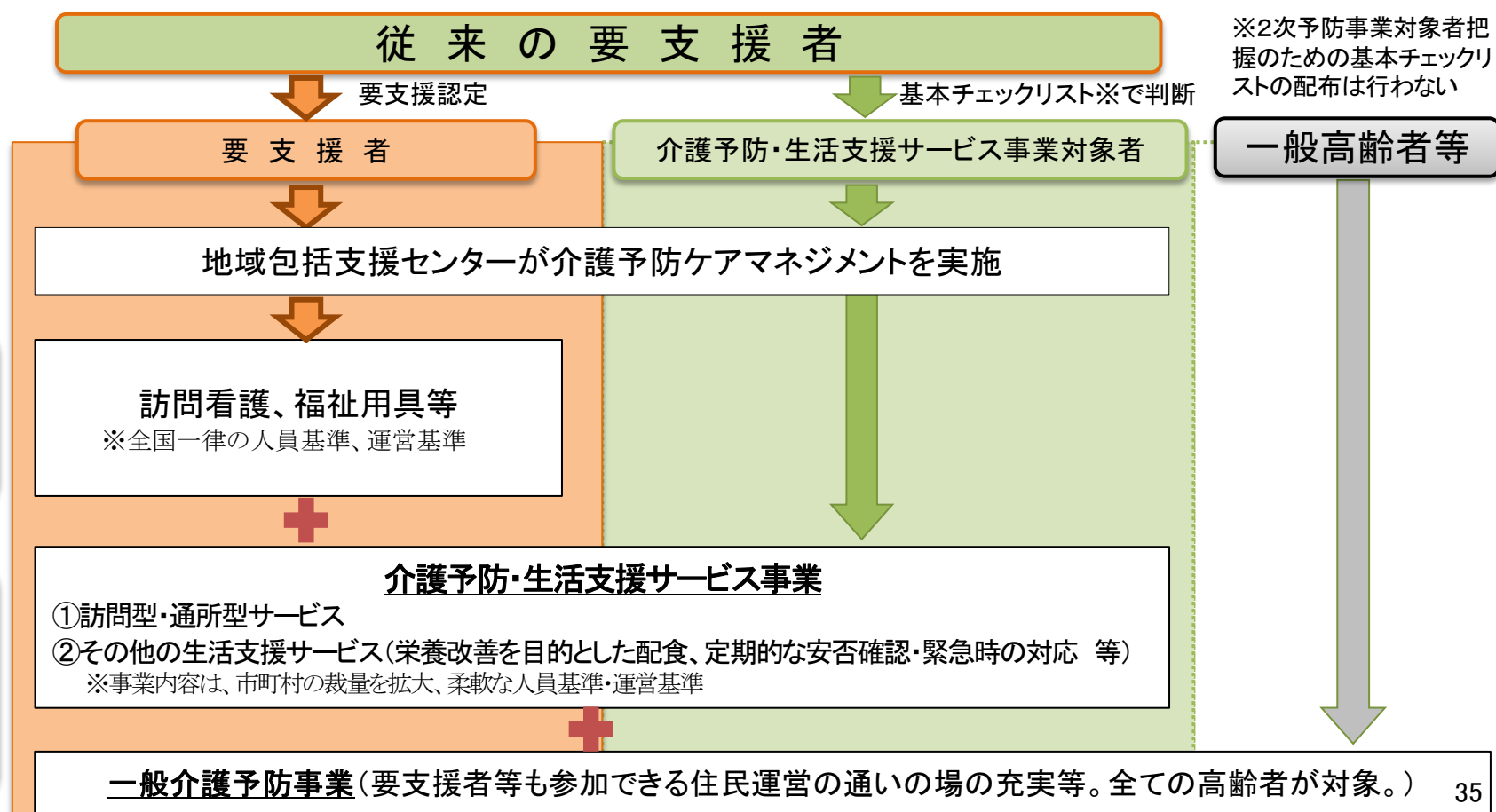


既存の通所介護事業所による機能訓練等の通所介護
NPO、民間事業者等によるミニデイサービス
コミュニティサロン、住民主体の運動・交流の場
リハビリ、栄養、口腔ケア等の専門職等が関与する教室

【参考】総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護、福祉用具等）は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
- 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業（介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業）のサービスと介護予防給付のサービス（要支援者のみ）を組み合わせる。
- 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に（基本チェックリストで判断）。

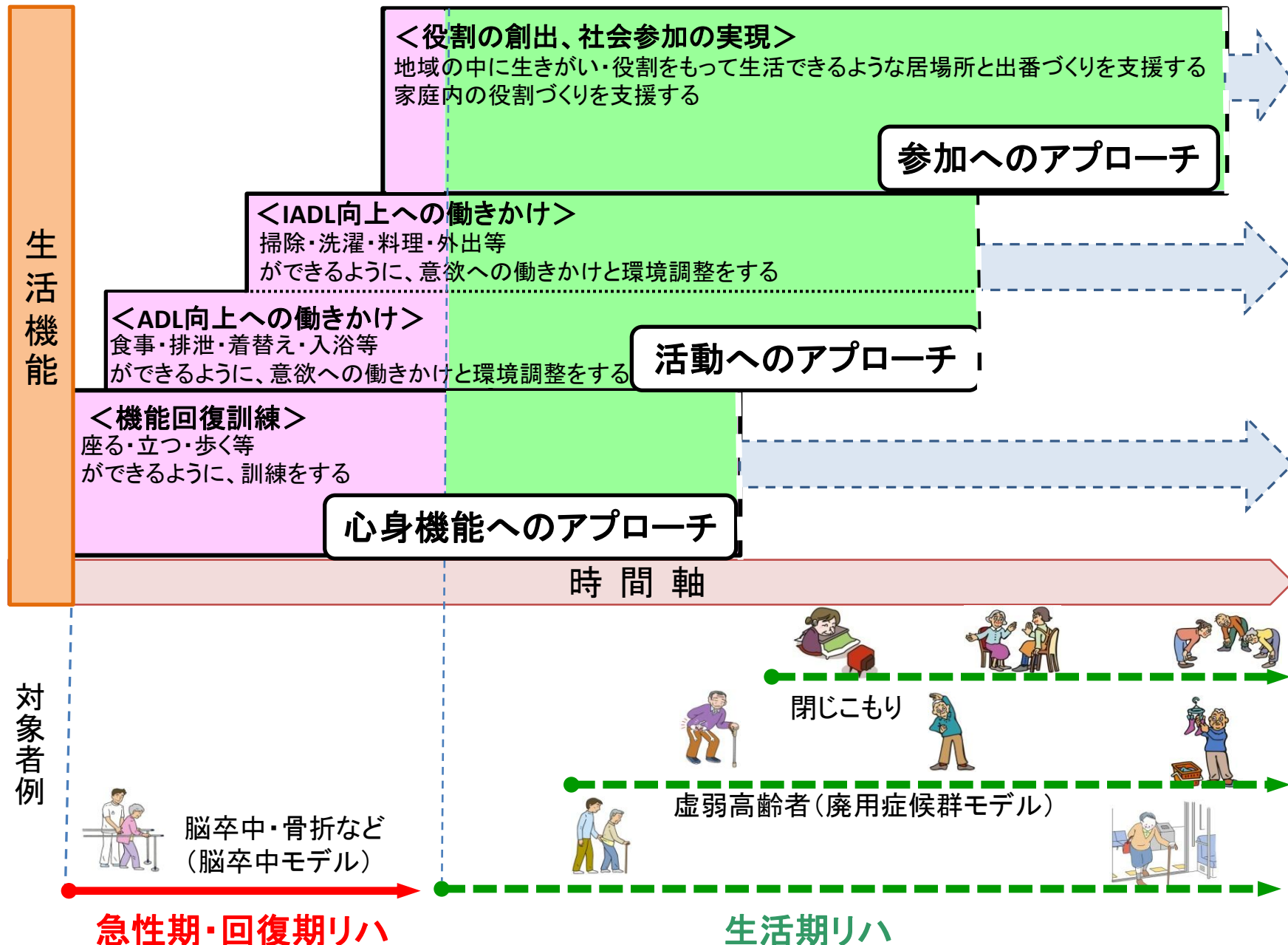
※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



介護予防給付

総合事業

高齢者リハビリテーションのイメージ



身近な地域での多様な資源の「見える化」・創出

訪問

市
地域包括支援センター
市社会福祉協議会
等

(専門職等)

「見える化」
・創出

専門職が専門的な
サービスの提供に
集中する

短期集中予防サービス
(専門職)

心身機能

保健師、看護師、管理栄養士、
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、
歯科衛生士、社会福祉士、介護福祉士、
訪問介護員等

「サポーター」(地域住民)



民生委員、食生活改善推進員、
シルバー人材センター、ボランティアグループ等

訪問介護
(専門職)

通所介護
(専門職)

生活機能の向上
(運動、栄養、口腔、認知等)

高齢者が介護保険を
『卒業』して地域活動に
『デビュー』する

参加

高齢者

活動

参加

「通いの場」(地域住民)



高齢者サポーター、健康推進員、
地区社会福祉協議会、自治会、老人クラブ等

市
地域包括支援センター
市社会福祉協議会
等

(専門職等)

「見える化」
・創出

通所

【参考1】筒尾地区「ももふれあい保健室」

- 介護予防に資するよう、多様な通いの場を創出することは、重要。



平成26年10月2日
「ももふれあい保健室」



- 平成26年10月、筒尾地区の訪問看護ステーションにおいて、「ももふれあい保健室」を開設。
- 具体的には、毎週木曜日13:30~15:00、看護師等の専門職による血圧測定等の健康相談を無料で実施。

【参考2】城南地区の「小貝須浜ふれあいサロン」

- 介護予防に資するよう、多様な通いの場を創出することは、重要。



平成26年6月12日
小貝須浜集会所を活用した
「小貝須浜ふれあいサロン」

- 平成26年5月以降、おおむね月1回、民生委員、健康推進員等において、小貝須浜自治会、南部地域包括支援センター等の協力を得て、小貝須浜集会所を活用した「小貝須浜ふれあいサロン」を開催。

(注) 平成26年5・6月の間、2回にわたり、延べ48人の参加を得たところ。

- その中では、体操、シニアヨガ、歴史案内、オカリナ教室等を実施。

【参考3】益世地区宅老所「さんさん」の「移動宅老所」

- 益世地区では、JR関西本線及び近鉄名古屋線が地域を分断。
- このため、益世幼稚園の空き教室を活用した益世地区宅老所「さんさん」に通うことが困難である高齢者も、少なくないところ。



- 平成25年度より、
益世地区宅老所「さんさん」を運営する
益世地区社会福祉協議会において、
自治会館、社務所等を活用した
「移動宅老所」を開催。

(注) 平成25年度には、3回で延べ87人の参加を得たところ。



平成26年7月2日
立坂神社社務所を活用した
益世地区宅老所「さんさん」の
「移動宅老所」

【参考4】三之丸老人クラブ第七楽翁会の「いこいの日」

- 介護予防に資するよう、多様な通いの場を創出することは、重要。



平成26年6月30日
三之丸集会所「憩の郷」を活用した
三之丸老人クラブ第七楽翁会の「いこいの日」

- 平成23年8月以降、おおむね月1回、三之丸老人クラブ第七楽翁会において、三之丸自治会、東部地域包括支援センター等の協力を得て、三之丸集会所「憩の郷」を活用した「いこいの日」を開催。

(注)平成25年度には、10回で延べ150人の参加を得たところ。

- その中では、体操、レクリエーション等を実施。
- そのほか、毎年、5月2・3日に開催される「金魚祭」に先立ち、行燈等を補修する「三之丸楽翁会の集い」を開催。

【参考5】新西方地区の「桑名C・T(コーヒー・タイム)会」

○ 介護予防に資するよう、多様な通いの場を創出することは、重要。



- 平成21年頃、地域で喫茶店を一緒に利用していた自治会役員経験者等において、相互のコミュニケーションを通じて現役を引退した後の生活を楽しむため、「桑名C・T(コーヒー・タイム)会」を結成。
- 平成24年9月以降、新西方コミュニティーセンターを拠点として、次に掲げる同好会を運営。
 - ① 茶和会
 - ② いきいき体操会
 - ③ グランドゴルフ会
 - ④ シニアゴルフ会
 - ⑤ 歴史探訪・ハイキング会
 - ⑥ 囲碁クラブ
 - ⑦ やごめの会(カラオケ・昼食会)



平成26年8月1日
「茶話会」



平成26年8月11日
「いきいき体操会」

【参考6】松ノ木地区の「松ノ木ふれあいデー」

- 介護予防に資するよう、
多様な通いの場を創出することは、
重要。



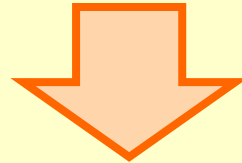
平成26年9月17日
休園中の大山田南幼稚園を活用した
「松ノ木ふれあいデー」

- 平成26年5月以降、年5回、民生委員、主任児童委員等において、
休園中の大山田南幼稚園を活用した「松ノ木ふれあいデー」を開催。
- 具体的には、
 - ① 独り暮らし等の高齢者を対象とする「松ノ木ふれあいサロン」
 - ② 未就園児及びその保護者を対象とする「うさぎちゃんの家」
を同時に開催。

(注) 平成26年5～9月の間、3回にわたり、延べ97名の参加を得たところ。
- その中では、音楽療法のほか、高齢者に関しては懇談会等、
子どもに関しては工作、水遊び等を実施。

【参考7】日進地区の「サロン&はる」

- 介護予防に資するよう、
多様な通いの場を創出することは、
重要。



平成26年6月26日
「サロン&はる」

- 平成26年4月以降、週1回、一般家庭において、
ボランティア等の協力を得て、地域住民を対象として、
空室を活用した「サロン&はる」を開催。
- その中では、会話や飲食のほか、講演会、音楽会等を実施。

(注) 1人1回当たりの参加費は、昼食・おやつ・飲み物代で500円。

【参考8】久米地区の「ふれあいスクエア グリーンハウス友」

○ 介護予防に資するよう、多様な通いの場を創出することは、重要。

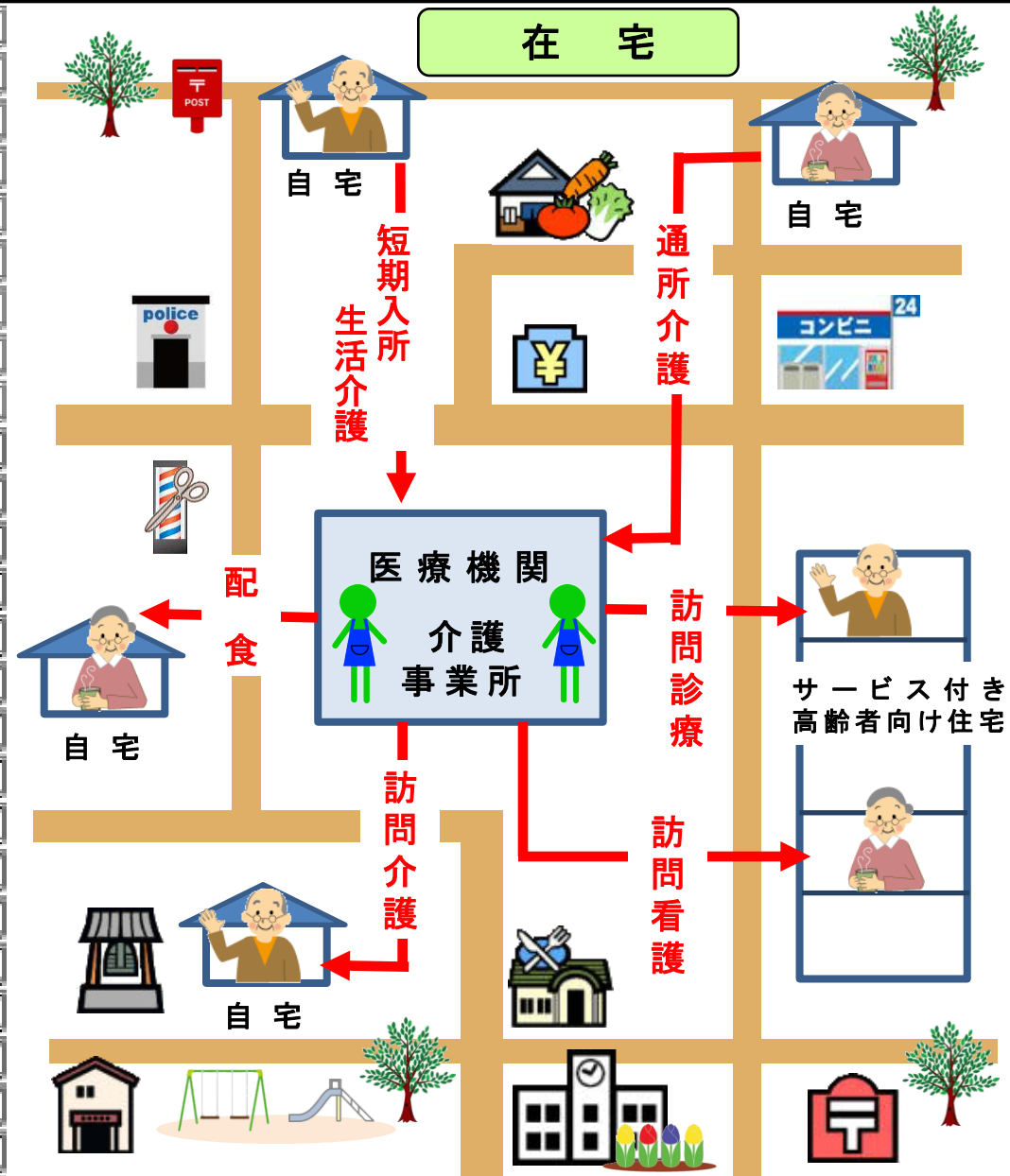
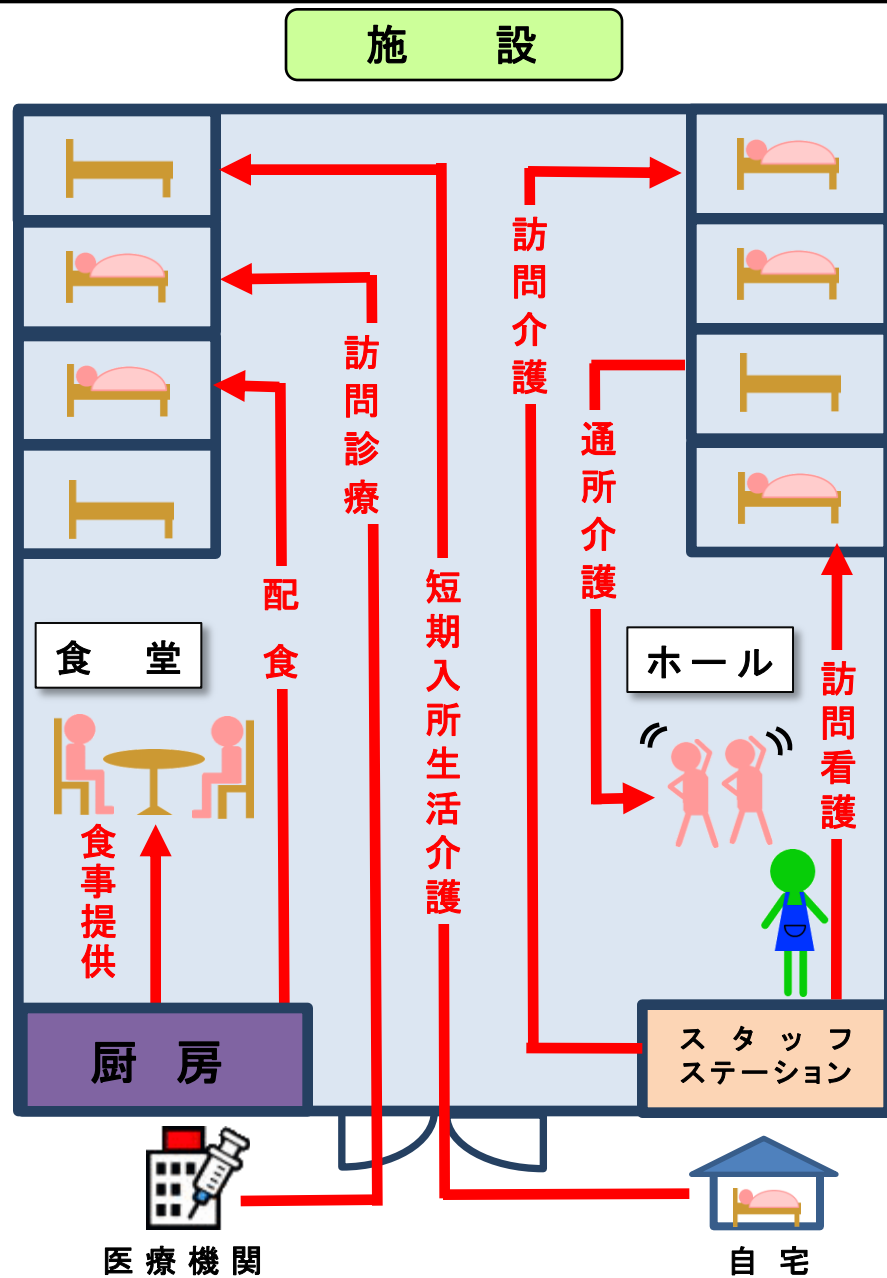


- 平成26年10月、「桑名市シルバー人材センター」において、かつて通所介護事業所の用に供されていた民家を活用した「ふれあいスクエア グリーンハウス友」を開設。
- 具体的には、「桑名市シルバー人材センター」の会員かどうかにかかわらず、交流の場を提供するため、「高齢者サロン」等を開催。あわせて、中央保健センター、西部地域包括支援センター等の協力を得て、体操等を実施。



(2) 施設機能の地域展開

施設機能の地域展開



在宅サービスと施設サービスとの間での利用者負担の比較

従来の在宅サービス

出来高払いの利用者負担 （“回転寿司方式”）



訪問介護
（身体介護・30分以上1時間未満）
（要介護）

412円/1時間

296,640円/月
（24時間×30日）

訪問看護
（30分以上1時間未満）
（要介護）

851円/1時間

612,720円/月
（24時間×30日）

短期入所生活介護
（併設型・ユニット型個室）
（要介護3）

871円/1日

26,130円/月
（30日）

通所介護
（小規模型・7時間以上9時間未満）
（要介護）

1,115円/1日

100,350円/月
（24時間×30日）

新しい在宅サービス

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 小規模多機能型居宅介護
- 複合型サービス

施設サービス等

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設
- 認知症対応型共同生活介護

定額払いの利用者負担 （“飲み放題方式”）



小規模多機能型居宅介護

【要介護 5】	28,786円/月
【要介護 4】	26,203円/月
【要介護 3】	23,837円/月
【要介護 2】	16,711円/月
【要介護 1】	11,700円/月

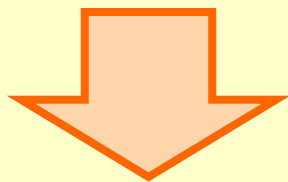
介護老人福祉施設 （ユニット型個室）

【要介護 5】	28,807円/月
【要介護 4】	26,678円/月
【要介護 3】	24,548円/月
【要介護 2】	22,297円/月
【要介護 1】	20,168円/月

注 利用者負担は、介護報酬の1割に相当するものであり、食費、居住費等を含まない。

新しい在宅サービスの提供体制の計画的な整備

- ① 平成20年3月以降、順次、市内の5か所において、「小規模多機能型居宅介護」の事業所が開設。
- ② 平成26年4月、市内で初めて、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の事業所が開設。
- ③ 平成26年4月、県内で初めて、「複合型サービス」の事業所が開設。



- 平成26年4月以降、3類型の新しい在宅サービスがすべて市内で提供されているところ。

新しい在宅サービスの内容に関する周知

- 新しい居宅サービスの普及を促進するため、被保険者及びその家族、医療機関、介護支援専門員、介護事業所等に対し、新しい居宅サービスの内容を周知することは、重要。



- 平成26年8月、初めて、北部地域包括支援センターの主催により、介護支援専門員を対象として、「定期巡回・随時対応サービス見学会・勉強会」を開催。

(注) 43人の介護支援専門員の参加を得たところ。

- 平成26年10月、初めて、北部地域包括支援センターの主催により、介護支援専門員を対象として、「複合型サービス勉強会」を開催。

(注) 39人の介護支援専門員の参加を得たところ。



平成26年8月12日
「定期巡回・随時対応
サービス見学会・勉強会」



平成26年10月3日
「複合型サービス勉強会」

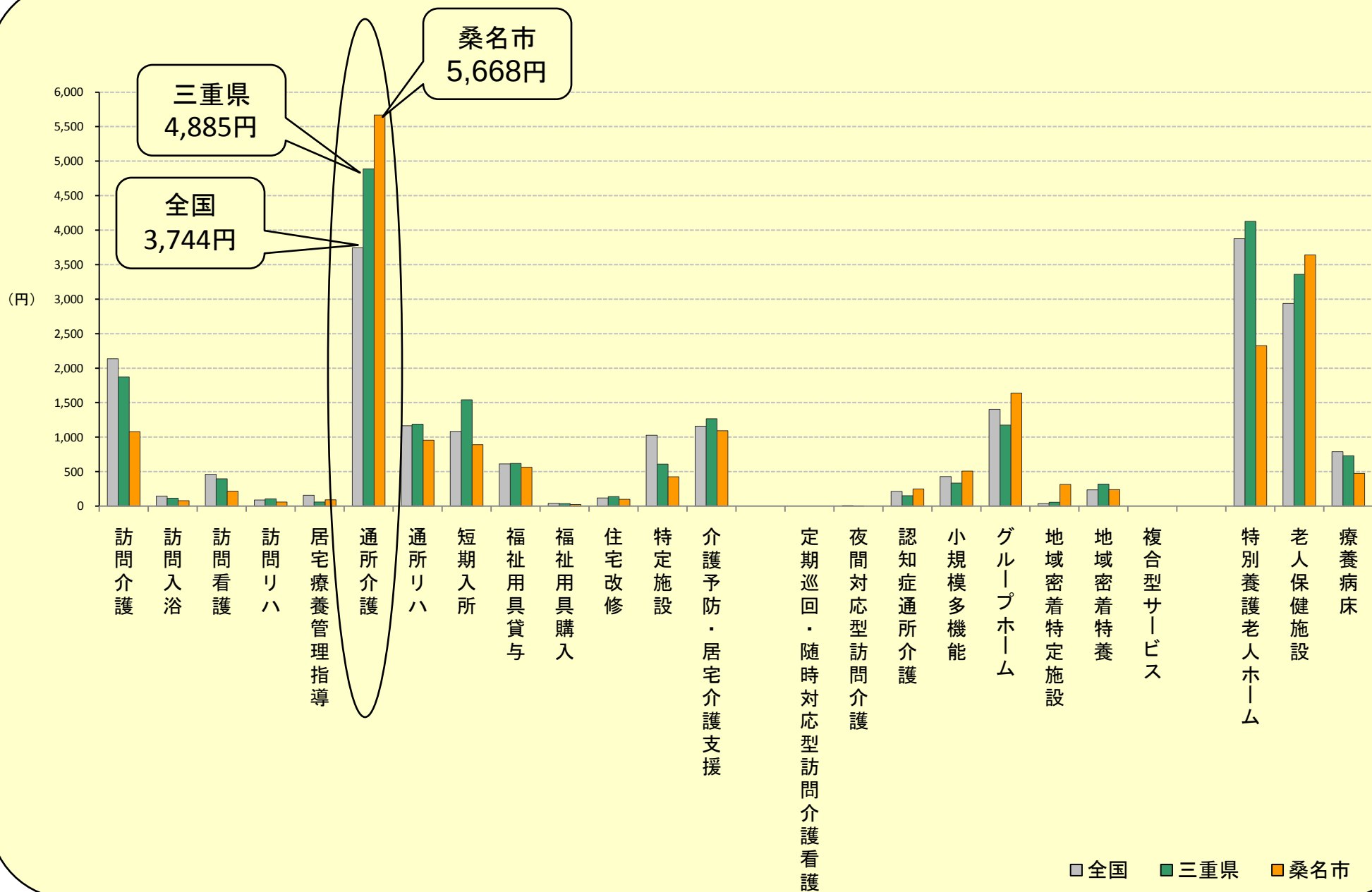
通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定に関する協議

- 今後、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯が増加する中で、家族の世話に過度に依存することなく、在宅で生活を継続する限界点を高めるためには、施設と同様な機能を地域に展開する新しい在宅サービスとして位置付けられる
 - ① 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」
 - ② 「小規模多機能型居宅介護」
 - ③ 「複合型サービス」の普及を促進することが重要。



- 平成26年6月、市より、県に対し、「通所介護」に係る指定居宅サービス事業者の指定及びその更新について、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」及び「複合型サービス」の普及を促進するために必要な協議を求めたところ。
- これは、介護サービスの提供体制の計画的な整備について、「地方分権の試金石」と称される介護保険制度で市町村に介護保険の保険者として認められた機能を発揮しようとするもの。

【参考】第1号被保険者1人当たりのサービス種類別給付月額(平成25年10月)

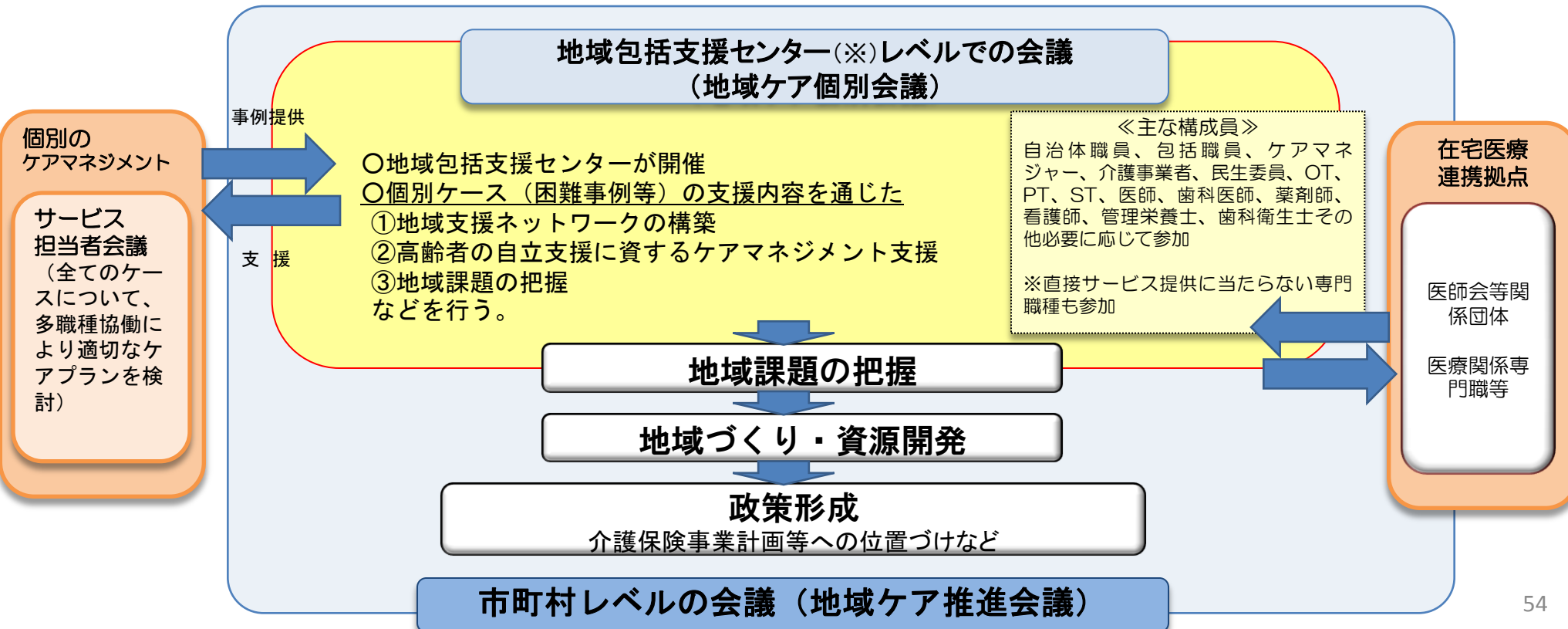


(3) 多職種協働によるケアマネジメント

地域ケア会議の推進

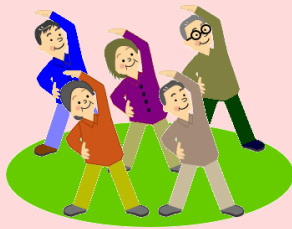
- 「地域ケア会議」(地域包括支援センター及び市町村レベルの会議)については、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールであり、更に取組を進めることが必要。
- 具体的には、個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげるなど、実効性あるものとして定着・普及させる。
- このため、これまで通知に位置づけられていた地域ケア会議について、介護保険法で制度的に位置づける。

・地域包括支援センターの箇所数:4,328ヶ所(センター・ブランチ・サブセンター合計7,072ヶ所)(平成24年4月末現在)
・地域ケア会議は全国の保険者で約8割(1,202保険者)で実施(平成24年6月に調査実施)



多職種協働によるケアマネジメント

介護保険を
『卒業』して
地域活動に
『デビュー』する



セルフマネジメント

高齢者
(介護保険の被保険者)
及びその家族



住み慣れた
環境で
生き生きと
暮らし続ける

介護予防に資する
ケアマネジメント

一般高齢者

要支援者

要介護者

在宅生活の限界点を
高めるケアマネジメント

在宅サービス

施設サービス

「地域ケア会議」

多職種協働での支援

「サービス担当者会議」

介護支援専門員
(ケアマネージャー)

連携



サービス事業所
(医療、介護、予防、
日常生活支援等)

保健師

社会福祉士

主任介護支援専門員

薬剤師等

管理栄養士

理学療法士

歯科衛生士

「地域包括支援センター長会議」等

地域包括支援センター
(市の委託を受けた準公的機関)



連携

市
(介護保険の保険者)

【参考1】介護予防に資するケアマネジメントの事例のイメージ

陥りがちなケアマネジメント

「独りで入浴できない」



「清潔を保持したい」



「通所介護で
入浴する」



いつまでも
独りで入浴できない

できないことを代わりにするケア

目指すべきケアマネジメント

「なぜ独りで入浴できないのか」



「左片麻痺によるバランス不安定で
浴槽をまたげない」



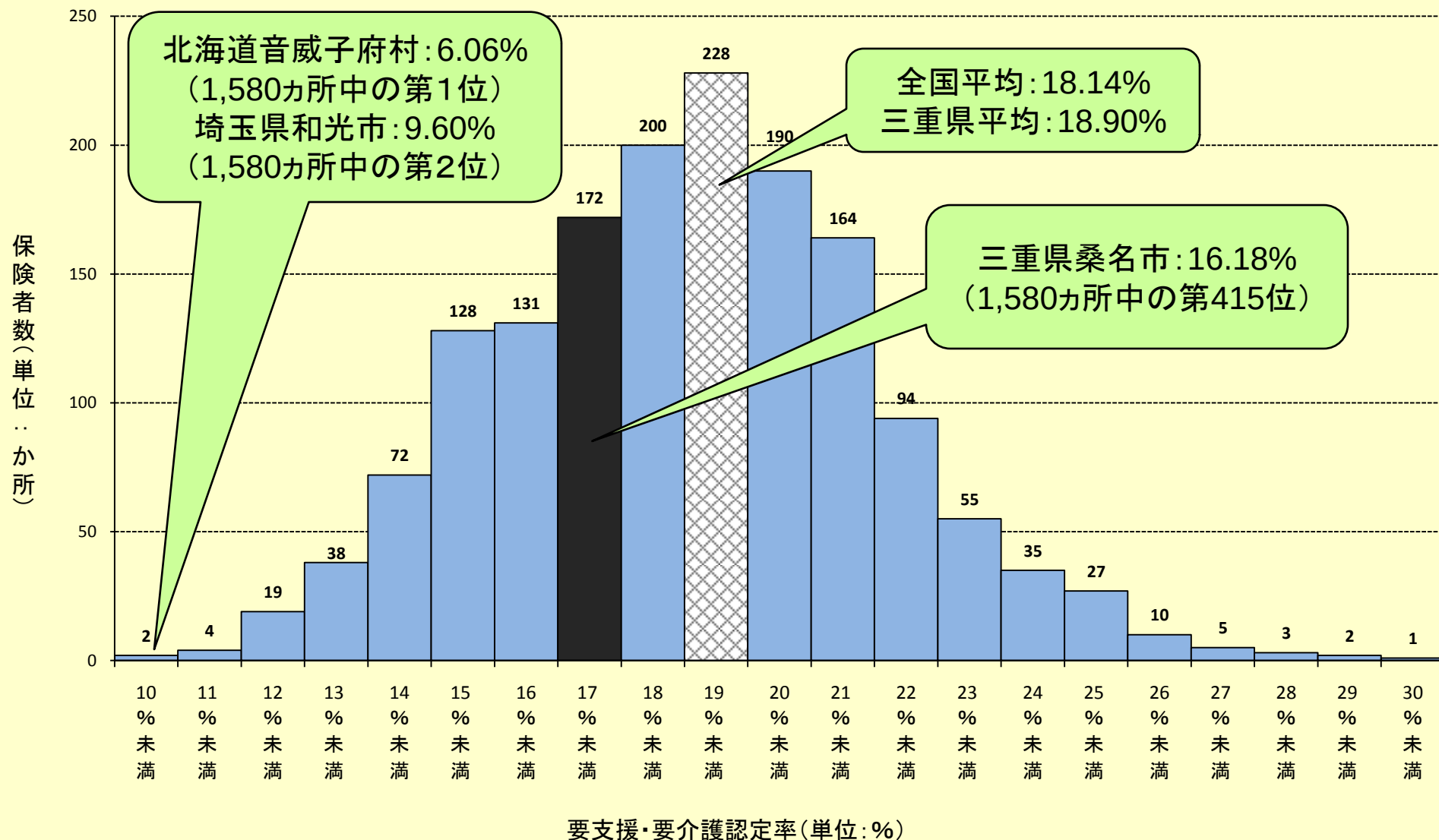
「通所介護で足を
持ち上げる動作を指導して
浴槽をまたげるようにする」



独りで
入浴できるようになる

できないことをできるようにするケア

【参考2】全国の保険者における要支援・要介護認定率の分布（平成24年度）



(注) 要支援・要介護認定率は、高齢者数に対する認定者数の割合である。

「地域生活応援会議」を通じたケアマネジメントの基本的な流れ

- ① 市において、高齢者に対し、要支援等と認定。
- ② 介護支援専門員及びサービス事業所において、高齢者及びその家族に対し、アセスメントを実施。
- ③ 介護支援専門員において、介護予防サービス計画等の案を作成。
- ④ 市及び地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員及びサービス事業所の参加を得て、「地域ケア会議」を開催。その中で、介護予防サービス計画等の案について、必要な見直しを検討。
- ⑤ 介護支援専門員において、地域包括支援センターと協議し、必要に応じて介護予防サービス計画等の案を修正。
- ⑥ サービス事業所において、介護支援専門員を通じて地域包括支援センターと協議し、個別サービス計画等の案を作成。
- ⑦ 介護支援専門員及びサービス事業所において、高齢者及びその家族の参加を得て、「サービス担当者会議」を開催。その中で、介護予防サービス計画、個別サービス計画等の案について、趣旨及び内容を高齢者及びその家族に説明。
(注) 必要に応じ、市及び地域包括支援センターが介護支援専門員及びサービス事業所を支援。
- ⑧ 地域包括支援センターより、市に対し、介護予防サービス計画、個別サービス計画等を提出。
- ⑨ サービス事業所において、高齢者に対し、サービスを提供。

【参考1】介護保険制度の基本理念に関する意識の啓発

- 「地域ケア会議」を通じたケアマネジメントを円滑に実施するためには、被保険者及びその家族、介護支援専門員、介護事業所等に対し、介護保険制度の基本理念に関する意識の啓発を図ることが重要。
- 介護保険の保険者である市としても、その委託を受けた地域包括支援センターと一体になって、介護保険制度の基本理念に関する説明に努力することが求められるところ。



平成26年8月5日
「保健福祉部等職員勉強会」



- 平成26年9月より、市及び地域包括支援センターにおいて、介護保険制度に関する申請や相談を受け付ける窓口で介護保険制度の基本理念を説明する取扱い。

(注) 平成26年8月、保健福祉部で45人、多度町総合支所で3人、長島町総合支所で4人の職員の参加を得て、「保健福祉部等職員勉強会」を開催。

- 介護事業所は、介護保険の保険者である市及びその委託を受けた地域包括支援センターのパートナー。



平成26年8月18日
「地域密着型のトップセミナー」

- 平成26年8月、初めて、
 - ① 介護事業所の経営者を対象とする「桑名市介護保険トップセミナー」
(注) 2回で延べ53人の参加を得たところ。
 - ② 介護事業所の管理者その他の担当者を対象とする「桑名市介護事業所管理者等研修会」
(注) 3回で延べ189人の参加を得たところ。を開催。
- その中では、介護保険の保険者である市としての基本的な考え方等を説明。

【参考3】「事業所向けアセスメントシートに関する勉強会」

- アセスメントは、
ケアマネジメントの前提。



平成26年8月28日
「事業所向けアセスメントシートに関する勉強会」

- 平成26年10月以降における「地域生活応援会議」の開催に先立ち、平成26年9月、初めて、「アセスメント能力を身につける」をテーマとする「事業所向けアセスメントシートに関する勉強会」を開催。
- 具体的には、介護事業所の担当者を対象として、中央地域包括支援センター長補佐である保健師並びに中央保健センターに配置された理学療法士、管理栄養士及び歯科衛生士より、アセスメントシートについて、趣旨を説明した上で、意見を交換。

(注)2回で延べ134人の参加を得たところ。

【参考4】要支援・要介護認定に先立つ暫定的なサービスの利用に関する手続

- 要支援・要介護認定に先立つ暫定的なサービスの利用については、「地域ケア会議」を通じたケアマネジメントの円滑な実施のためにも、介護保険の保険者である市及びその委託を受けた各地域包括支援センターの関与が必要。



- 平成26年10月、要支援・要介護認定に先立つ暫定的なサービスの利用に関する手続を明確化。
- 具体的には、新規に認定を申請した被保険者について、要支援・要介護認定に先立って暫定的にサービスを利用しようとするときは、その理由を確認するため、あらかじめ、次に掲げる者の参加を得て、「ケアミーティング」を開催する取扱い。
 - ① 対象者を担当する介護支援専門員及び各地域包括支援センターの職員
 - ② 介護・高齢福祉課及び中央地域包括支援センターの職員

各地域包括支援センターの位置付け

- 各地域包括支援センターは、介護保険法の規定に基づき、介護保険の保険者である市町村が自ら、又は第三者に委託して保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職による高齢者に対する総合相談等の事業を実施する準公的機関。

（注） 各地域包括支援センターの職員等は、介護保険法の規定に基づき、罰則付きの守秘義務を負うところ。



- 平成25年12月以降、各地域包括支援センターにおいて、市との間で、
 - ① 要支援・要介護認定に関するデータ
 - ② 「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に基づくデータ等を共有。
- 平成26年9月、市より、各地域包括支援センターに対し、適切、公正かつ中立な事業運営の徹底を求める通知を発出。

皆様の御静聴をどうもありがとうございました。

桑名の冬の見所

「なばなの里」 ウィンターイルミネーション
(平成26年10月25日～平成27年3月31日)
日本最大級の規模を誇る迫力のイルミネーション！！



皆様の御来桑を心よりお待ち申し上げます。